平成２４年（フ）第１８７１号
札幌市白石区菊水６条２丁目８番26号　パルコート62―202号
債務者　角田美由紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９３号
札幌市北区新琴似11条１丁目１番25号　る・ぱれ西麻生２号
債務者　水口　吉廣
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９９号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目７番106号　陽光ハイツ11号
債務者　橋本　敬子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目９番25号、前住所茨城県かすみがうら市宍倉6147番地90
債務者　安　　武志
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
群馬県前橋市関根町556番地５　野村ハイツ202号
債務者　住谷　典夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５５２号
埼玉県所沢市大字下安松847番地の１
債務者　清水　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５９号
埼玉県所沢市松葉町２番８号、前住所埼玉県所沢市向陽町2156番地の８　プラネ向陽２―103
債務者　夏井　高男
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７７号
京都市右京区北嵯峨北ノ段町66番地
債務者　長谷川喜満子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５２号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町40番地の20
債務者　筒居　芳治
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番316―202号、前住所大阪府河内長野市木戸西町１丁目９番26号
債務者　鎌苅庄次郎
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２０号
堺市東区高松260番地12、前住所大阪府八尾市沼１丁目68番地の65
債務者　今西　　寛
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３９号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目11番10号
債務者　土屋　栄一
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
堺市中区大野芝町126番地３
債務者　中谷　聖二
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７９３号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番37―401号
債務者　嘉納千惠子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２４号
堺市東区北野田527番地５
債務者　冨樫　清美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２９号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目３番７―103号
債務者　林　　榮子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８３９号
大阪府松原市北新町３丁目１番５号
債務者　川村由加利
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係